

# 科目別 択一 プラクティス

基本テキストを通読しただけでは理解しにくい箇所や、わかっているつもりになっているがしっかりと理解できていないことが多い箇所について、毎月1科目、五肢択一式問題演習の形式で詳しく解説します。さらに重要なポイントは動画で解説！

第3回／全8回



社会保険労務士  
**山川 靖樹**  
(山川社労士予備校)

## 雇用保険法

〔問 1〕 雇用保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

ア 高年齢被保険者とは、60歳以上の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）をいう。

イ 短期雇用特例被保険者とは、被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち、①4か月以内の期間を定めて雇用される者、②1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者、以上①又は②のいずれかに該当するもの（日雇労働被保険者を除く。）をいう。

ウ 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者であっても、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合、被保険者となる。

エ 船員法第1条に規定する船員であって、漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組むため雇用される者のうち、6か月を通じて船員として適用事業に雇用される者は、被保険者となる。

オ 学校教育法第1条の学校の学生又は生徒のうち、休学中の者が被保険者となることはない。

- A 一つ
- B 二つ
- C 三つ
- D 四つ
- E 五つ

■ 詳細レクチャー ■

(1) 被保険者の種類

被保険者の種類	適用要件
イ) 一般被保険者	ロ)、ハ)、ニ)以外の被保険者
ロ) 高年齢被保険者*1	65歳以上の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）
ハ) 短期雇用特例被保険者	被保険者であって、 <u>季節的に雇用されるもの</u> のうち次の <u>いずれにも該当しない者</u> （日雇労働被保険者を除く） a) 4か月以内の期間を定めて雇用される者 b) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
ニ) 日雇労働被保険者	被保険者である日雇労働者であって、一定の要件を満たす者 ※「日雇労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。 a) 日々雇用される者 b) 30日以内の期間を定めて雇用される者 ⇒なお、原則として、前2か月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者は除かれる。

**Advance**

□\*1 次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、厚生労働大臣に申し出て、当該申出を行った日から高年齢被保険者となることができます（高年齢被保険者の特例）。

- 2以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上の者であること。
- 一の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が20時間未満であること。
- 二の事業主の適用事業（申出を行う労働者の一の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が5時間以上であるものに限る）における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上であること。

(2) 適用除外（法6条）

条文	
次に掲げる者については、この法律は、適用しない。	
適用除外（被保険者とならない者）	被保険者となる場合
イ) 1週間の所定労働時間が20時間未満である者	○ 特例の規定による申出をして高年齢被保険者となる者 ○ 日雇労働被保険者に該当することとなる者